

雇用の「2018年問題」と「働き方改革関連法案」の行方

2018年は、雇用・労働分野の動きが例年にも増して注目される1年となります。それは、施行期日が確定している改正労働契約法に基づく「無期転換ルール」や、2015年に施行された改正労働者派遣法による「働く人と受け入れ企業の両方に対する上限3年ルール」などが18年中に到来。加えて、政府が看板政策に掲げる残業時間の罰則付き上限規制や同一労働同一賃金（均衡・均等）を目指す「働き方改革関連法案」（8法案セット）の国会審議がスタートするからです。雇用・労働に関する情報が錯綜すると予想されますので、「確定している改正法」と「これから審議される重要法案」に分けて、その留意点を企業人事部の視点で整理します。

雇用・労働の「2018年問題」は大きく2つあります。
ひとつは「改正労働契約法」、もうひとつは「改正労働者派遣法」です。

「改正労働契約法」

有期雇用の労働者が通算5年勤務すれば、雇用主に無期雇用を申し込めるもので、今年4月から本格スタートします。この「無期転換ルール」は2013年4月に施行された改正労働契約法に基づくもので、「同一企業で有期労働契約の契約更新を繰り返し、通算5年以上の勤務実績のある労働者であれば、無期契約に転換できる権利を獲得。それを行使した場合は企業側は拒否できない」という新ルールです。

今年4月に施行から5年を迎えるため、今春から「申し込み権」を有する労働者が登場します。しかし、厚生労働省によると、企業の認知度はまだ低いというえ、有期で働く当事者にも浸透していない状況。厚生省は「対応次第では民事訴訟に発展する可能性があり、企業にとって準備が大切」と呼び掛け、「無期転換ポータルサイト」を常設して周知と促進を図っています。企業が留意すべき要所は以下の3点です。

①社内における有期契約社員の就労実態を把握する。

⇒雇用している有期契約社員の人数、更新回数、勤続年数、担当業務の内容などを整理しましょう。

②自社の特性に合わせ、「無期転換ルール」への対応と方向性を検討する。

⇒有期契約社員を無期転換後、人材活用の戦略的観点から、どのような社員として位置づけるか検討。有期契約社員が無期転換した場合、転換後の雇用形態に応じて、「正社員」と同じなのか、異なる点があるのかを明確にしておくことで、その後のトラブルを未然に防ぐことができます。

③無期転換後の労働条件を設定する。

⇒就業規則などを整備しておくことが望めます。「無期転換社員」（有期労働契約時と同じ労働条件で、契約期間が無期）、または「多様な正社員」（職務限定社員、エリア社員、短時間正社員など）、「正社員」の3タイプなどが考えられます。

「改正労働者派遣法」

2015年9月30日に施行された改正労働者派遣法は、政令26業務の撤廃など多くの抜本的な見直しが図られまし

た。その中のひとつが「期間制限の見直し」であり、「受け入れ企業である事業所単位の期間制限」と「働く人でみた個人単位の期間制限」があります。「事業所（企業）単位」と「個人単位」と呼ばれるもので、いずれも上限3年。この3年が今年9月30日に到来するのです。ここでは、受け入れ事業所（企業）の留意点と、期間延長に関する対応に注目してみましょう。

①同一事業所における派遣労働者の受け入れは、原則として上限3年とする。

②派遣先の労務間で意見聴取を行うことによって、さらに3年の延長が可能となる。

⇒意見聴取は過半数労働組合か、労働者過半数代表者に対して、事業所ごとに派遣の受け入れ開始日から、3年を迎える1カ月前までに実施しなければなりません。

⇒過半数労働組合などが異議を述べたときは、延長前の派遣可能期間が経過する日の前日までに、延長の理由と期間、異議への対応方針を説明しなければなりません。

「働き方改革関連法案」

残業時間の罰則付き上限規制（労働基準法など改正）や同一労働同一賃金（派遣法など改正）を目指す「働き方改革関連法案」（8法案セット）ですが、こちらは2018年に動きが確定している「改正労働契約法」「改正労働者派遣法」とは異なり、これから国会審議に入ります。

法案の骨格は固まっており、昨年の『HIRAYAMA NEWS』5月号と7月号で要点をお伝えしていますが、衆議院解散によって臨時国会が開かれなかったため、法案は1月22日召集予定の通常国会に提出され、4月以降に本格審議となる見通しです。

施行期日は原則2019年4月としていますが、政府が当初見込んでいた昨年12月の成立が半年以上遅れることが事実となったことを受け、施行期日の「延期」も議論の焦点となります。

また、政府提出法案は国会審議の中で揉まれて「部分的な修正」を経て成立するのが一般的であり、通常国会の最終盤となる今夏まで動向が注目されます。成立後は運用面で重要な政省令を定める労働政策審議会が動き出します。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース